

令和5年3月1日

税理士法人 松丸会計事務所

*経営者、資産家のための税務・会計・経営・金融ミニ情報！

TEL 04-7141-5039

生前贈与加算の改正

2024年以降の贈与から適用

相続又は遺贈（遺言で財産を渡す方法）により財産を取得した人が相続開始前3年以内に受けた贈与は、相続財産に贈与を受けた財産の贈与時の価額を加算します。令和5年度税制改正では、この生前贈与加算の期間が3年から7年に延長され、延長された4年間に受けた贈与については総額100万円まで相続財産に加算されないこととなります。

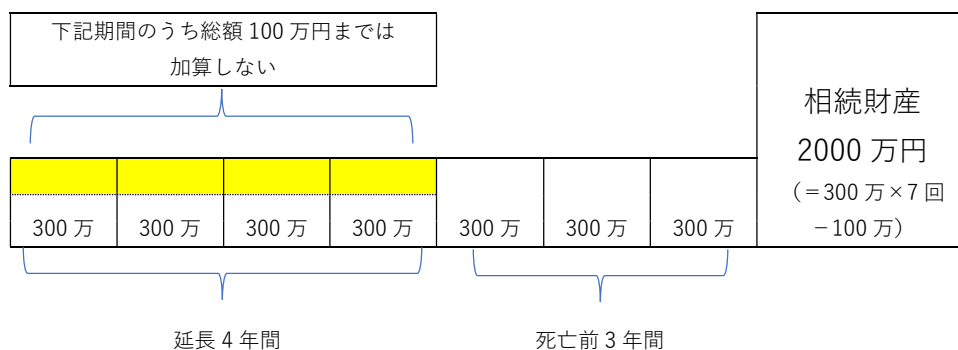
(1) 加算期間の延長

2024年1月1日以降の贈与から対象となりますので影響がでてくるのは2027年以降の相続となります。図で表すと次のとおりとなります。

相続発生の年	2023年(R5年)	2024年(R6年)	2025年(R7年)	2026年(R8年)	2027年(R9年)	2028年(R10年)
加算対象となる贈与	2020年以降	2021年以降	2022年以降	2023年以降	2024年以降	2024年以降
加算する年数	3年	3年	3年	3年	3~4年	4~5年
	2029年(R11年)	2030年(R12年)	2031年(R13年)	2032年(R14年)	2033年(R15年)	...
	2024年以降	2024年以降	2024年以降	2025年以降	2026年以降	...
	5~6年	6~7年	7年	7年	7年	...

(2) 加算額の計算

具体例としまして、毎年300万円を7年間贈与していた場合の相続財産に加算される金額は、2,000万円（2100-100万円）となります。



(3) 注意点

生前贈与加算は「死亡の日からさかのぼって3年前（又は7年前）の日から死亡の日までの間」の贈与が対象となりますので日付に注意しましょう。